

1か7



9.24集中豪雨 で村内各地に 災害発生☆☆

9月24日、本道を襲った集中豪雨は各地で人的被害などを発生させましたが、本村でも次のような災害が発生しました。

△被害総額 6,714万円

△住家非住家被害

- 住家半壊 1棟1世帯
- 住家床上浸水 7棟7世帯
- 住家床下浸水 94棟94世帯

△土木被害(市町村関係)

- 河川 600m 6ヶ所
- 道路 716m 2ヶ所
- 橋梁 4橋梁流出(林道895m含)

△水産被害

- 昆布被害
- 船揚場 2件欠壊
- 漁港土砂流出 500m

△治山関係 285m 9ヶ所

△排水溝溢水

△農業被害

- 牧草200個(1個30kg)
- 牧道土砂流出3ヶ所160m

土地開発公社の設立など 議案18件、原案通り可決

昭和48年第3回定例村議会

昭和48年第3回定例村議会は9月25日開会され、同定例会の会期を6日とし、議案18件、諮問1件の審議を終了、全議案18件を原案通り可決しました。

25日は集中豪雨災害による被害状況調査のため、開会されましたが27日より休会とし、30日再会されました

〔議案〕

▷48年度一般会計補正予算専決処分報告承認(48年8月10日専決)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分の報告をし承認を得ました。
総額歳入歳出それぞれ2,083千円追加、これによって、歳入歳出625,001千円となりました。

(歳入)

繰入金 2,083千円追加
(財政調整資金繰入金)

(歳出) 総務費 2,083千円追加
一般管理費(工事代金請求事件再審訴訟弁護士交通費300千円、工事代金請求事件再審訴訟訴状、支払命令申出貼用印紙代等853千円追加、工事代金請求事件再審訴訟代理人

弁護士委託料1,000千円追加など)

▷同一一般会計補正予算専決処分報告承認(8月14日専決)

株式会社鹿部村振興開発公社が渡島信用金庫より借入れする運転資金に対する債務の損失補償で48年8月17日～48年11月14日までの借入期間を定め20,000千円の元金及び利子に対する債務負担行為の補正を行なったものです。

▷48年度鹿部村一般会計補正予算

一般会計に歳入歳出それぞれ11,142千円を追加し、歳入歳出それぞれ636,143千円としました。

(歳入)

村税 103千円追加(国有資産等所在市町村交付金及び納付

金103千円の現年度分補正)
国庫支出金 3,462千円減

(公営住宅建設事業補助金4,338千円減、理科教育設備費国庫補助金100千円追加、幼稚園新築費国庫補助金776千円追加道支出金(道補助金)5,934千円追加(重度心身障害者医療費補助317千円追加、母子家庭等医療費補助金109千円追加、母子栄養強化事業費補助金285千円追加、乳幼児医療費補助金295千円追加、小規模治山事業補助金223千円減、常呂林道橋1号線橋架替工事費105千円追加、被災漁場復旧造成事業費補助金2,450千円追加)

(委託金)2,596千円追加(道税徴収取扱費委託金110千円追加、第5次漁業センサス統計調査費委託金93千円追加、小規模治山事業費委託金2,393千円追加)

諸収入 4,267千円追加(常呂林道橋1号橋道有林野負担金33円減、温泉開発ボーリング掘削工事協力負担金収入4,000千円追加、道立栽培

漁業センター祝賀会負担金戻入金300千円追加)

村債 4,300千円追加(波除堤新設事業費2,800千円減、常呂林道1号橋事業費1,900千円減、林道出来潤道路新設改良事業費800千円追加、公営住宅建設費1,000千円減、幼稚園新築事業費9,200千円追加)

(歳出)

総務費 5,006千円追加(文書広報印刷製本費420千円広報事務研究会負担金5千円財産管理費土地測量委託料886千円追加、庁舎非常階段移設工事100千円追加

企画費土地開発公社事務費補助金100千円追加、土地開発公社出資金3,000千円追加、賦課徴収消耗品費43千円追加、第5次漁業センサス本調査員手当87千円追加、住宅統計調査手当15千円追加、監査委員普通旅費200千円追加など)

民生費 888千円追加(心身障害者医療費扶助634千円追加、母子福祉費母子世帯等児童医療費扶助費216千円追加など)

衛生費 659千円追加(母子栄養強化牛乳支給委託料659千円追加)

農林水産業費 5,171千円追加(小規模治山事業工事請負費

1,921千円追加、被災漁場復旧造成事業3,065千円追加など)

商工費 85千円追加
土木費 1,546千円追加(常呂山道路落石防護網設置工150千円追加、臨時運転手賃金378千円追加、需用費1,020千円追加、公営住宅建設工事請負費1棟4戸5,350千円減など)

消防費 197千円追加(消火栓など備品購入費157千円追加など)

教育費 1,171千円追加(小学校屋体屋根補修工事200千円、屋体床補修200千円、渡り廊下及び昇降口補修1,500千円追加、中学校中体連全道全国大会出場負担金395千円追加、幼稚園建設費1,958千円減など)

災害復旧費 80千円追加

▷48年度国民健康保険特別会計補正予算

国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ87千円を減額し、歳入歳出それぞれ105,439千円としました。

(歳入)

国民健康保険税 87千円減(現年課税分87千円減)

(歳出)

諸支出金 87千円減(前年度繰上充用金87千円減)

こうほう

しかべ

又、私はこう言う言葉を思い出してみました「私の中には私の知らない私がある」これは聞いた言葉ですがその時はあゝ、いい言葉だなあと思っただけに、今考えてみると、これは本人が世のため人のために尽くさなければならぬと言うことを物語っている言葉だと思いました。それなのに、まだ頭の中は不安と言う気持ちでいっぱいです。

成人となって



漁業・宇宮浜 松川 正

「成人」日本の人々がよく口に出す言葉です。

一生に一度しか経験のできない成人式、大人の仲間入り、成人式において村長さん初め、各方々のいろいろなお祝いの言葉、またいろいろな成人としての人間条件ということ聞かされ、心に残る言葉もありました。成人式に

出席した皆んなの、顔どの人の顔を見ても大人になるという喜び、うれしさを顔をほころばせていました。

この世に生を受けてから20年この成人式にいたるまでふりかえって見ると、一体自分達は何を考えた何をして来たかと思うと全然頭の中には何んにも浮んでこない。

その日その日をただ生きてきたかと思うとなんだか、バカらしくなさげなく思います。

成人、青年、いわば若い我々には我々各自の若さが、力がある。だれもがとめること、強制のできない若さと力、しかしこの若さにしても、成人、青年力としての規則、責任を自覚していかなければならない。この若い力でこれからの鹿部村を、今まで以上に豊かに、住みよい鹿部村にしなければならぬ。これが我々成人となった証しとして、村民のみんなから我れら成人に与えられた使命だと思います。

1人でできないことでも10人、20人、30人、と大きくかたまり、団結し1つのグループになれば1人でできなかったことも、皆んな考え助け合えば何事でも出来る。

成人式をすませ、これからは今まで過ぎて来たみたいに幼さな気持ちではいけない。だれしもが成人式に出席し、そう心に思ったことだと思います。

年々私達日本人の寿命もおどろくほどのびています。まことに結構なことですが、寿命がすぐに老人の幸福に結びつくとはいえません。高度成長政策が進められた一方で、物価もめざましい上昇を上げ、毎年5パーセントや6パーセントもの物価上昇はあたり前という現状では、せつせと貯めた蓄積も老後を安穩に生活できるとは云えません。

また最近の核家族化の傾向により、夫婦と子どもだけの家族が増え、老後は独自の生活設計をしなければなりません。

国民年金は老後のための老後年金はもとより、毎日の生活の中で発生する危険のための各種の年金を支給しています。

満20才になってまだ加入していない人(きまった勤め先がある人で社会保険に入っている人は除く)や、勤め人の奥さん等は加入しましょう。

また原則として月額550円ですが、350円追加して納付することにより、将来より多くの年金が支給される方法もありますのでお知らせします。



国民年金で老後の生活に余裕を

▶国民年金はどんな時に 給付されるか

◎老令年金

保険料を納めた期間25年以上ある人が65才になったときから支給されます。

◎通算老令年金

老令年金の支給を受けるのに必要な資格期間に満たない場合、他の社会保険に加入していた年金制度の期間を^{じゆ}つなぎにつなぎあわせて必要な期間になっていれば年金を支給することになっています。

◎障害年金

引き続き1年以上保険料を納めている人が病気やけがをして片手や片足を切断した程度以上の障害者となり、その障害の状態が固定したとき年金が支給されます。

◎母子(準母子)年金

死別した夫によって扶養されていた妻が18才未満の子または20才未満の不具癱疾の子といっしょに生活している妻自身が一定の給付要件を満たしている場合に支給されます。

◎遺児年金

被保険者として保険料をひき続き納めた期間が1年以上あるな

ど、一定の納付要件を満たしている父母に死別した18才未満の子または、20才未満の不具癱疾の子に支給されます。

◎寡婦年金

老令年金をうける条件を満たしていた夫が死亡した場合は、10年以上婚姻関係のあった妻に60才から65才までの間、老令年金の額の半額が支給されます。

(死亡した夫が障害年金を受けたことがあったり、繰上支給の老令年金を受けていた場合には支給されません。)

◎死亡一時金

保険料を3年以上納めた被保険者が年金を受けずに死亡した場合、故人と一緒に生活していた遺族に保険料を納めた期間に応じて支給されます。

◎未支給年金

年金を受けている人が死亡したとき、その人に支払われるはずの年金が残っていたり、年金を受ける権利があったが、まだ請求しないうちに死亡した場合は遺族にその未支給年金が支払われます。

※ ※ ※

部落の声援を一身に受けて 走りました。

(第8回村民体育祭終る)

第8回村民体育祭はあいにくの雨模様の中で決行されましたが、たのしい1日を過ごすことができました。体育祭は鹿部中学校グラウンドにおいて行なわれ、午前9時30分、鹿中プラスバンドの見事な演奏を先頭に入場行進に入り、各地区の声援を受けながら選手団は行進しました。川村秀次大会長があいさつ、関係者の祝辞のあと、佐藤審判長より競技開始宣言がなされ、宇宮浜小林勲氏が、選手を代表してカブよく誓宣、競技が開始されました。途中、あいにくの雨模様

に昼食の時間をとらず午後の部の競技は続行され、この日の最高のよびもの仮装行列は会場を大いにわかせることができました。

仮装は出来潤町内会より出された鳳凰丸や清水次郎長一家、人間の一生、プロ野球来る、白虎隊、など目をみはる出来ばえでした。

午後3時30分、すべての競技を終了することができました。

(以下写真は当日のスナップです。写真を希望する方は鹿部村教育委員会まで申込み下さい)



大会長のあいさつ



選抜リレー



鹿中プラスバンド

村民交通傷害保険加入の 更新をしましょう

- ▷47年度に加入されました村民交通傷害保険は48年9月30日で期間満了となります。10月1日より再加入の手続きをしましょう。
- ▷保険料は1人年間480円(月割40円)の掛金です。
- ▷更新手続は村役場総務課です。



ケツ庄測定



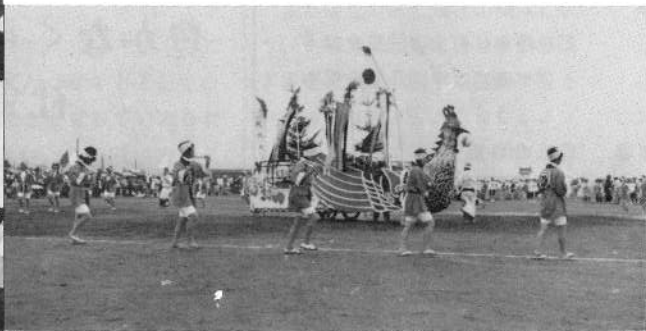
むかで競争



城を枕に打死に（白虎隊）



プロ野球来る



鳳凰丸

玉入れ



チョイトいっぶく



赤穂浪士



清水次郎長一家

こどもと老人の 交通事故をなくしよう

秋の交通安全道民 総ぐるみ運動

9月21日～9月30日まで

秋の交通安全道民総ぐるみ運動は次のとおり実施されます。

交通安全運動の趣旨を良く理解し、正しい交通ルールを身につけて交通事故のない村にするためご協力下さい。

▷運動期間 9月21日～9月30日

▷運動の重点

“こどもと老人の交通事故の絶滅”

歩行者事故とくにこどもと老人の交通事故をなくするため次の運動を重点に実施します。

1. スクール・ゾーンの整備充実
 昨年の春の交通安全運動以来、推進してきたスクール・ゾーン対策について、幼稚園などを中心とした地域についても一層強力に推進するとともに、これまでのこどもの事故が下校、降園

後に多く発生していることに着目し、スクール・ゾーンの整備充実と実効ある定着化をはかる運動を行ないます。

2. こどもと老人に対する運動
 こどもと保護者についてとくに母親ぐるみの指導を重点とします。

◎幼児の一人歩きは危険です。かならず親がついて歩きましょう。

◎子供の道路上での遊びは危険です。さらにはわき道からの飛び出しは事故につながります。このようなことのないよう指導しましょう。

◎正しい横断、歩行は親がまづ手本を示しましょう。

◎こどもや老人が横断しようとしているときは、皆で手を引いて渡らしてあげましょう。

◎登下校に自転車で通学しているこどもはとくに注意し、道

路を横になって歩くことはやめましょう。

3. 運転者に対する運動

◎酒酔い運転・スピード運転、無免許運転は最も罪の重い違反です。絶対にやめましょう。

◎急停車に万全の注意をはらい常に適当な車間距離を保ちましょう。

◎人命尊重を頭に入れ、常に安全な速度で走行しましょう。

◎一時停止は必ず守りましょう。

◎万一のときのために、エンジン・ハンドル、車体などの整備は万全にしましょう。

4. 特にバイクの運転者の方は

◎最近特にオートバイが普及されて来ましたが、市内の速度制限を良く守り、スピード感によくないことなく、静かに運転をしましょう。

◎ヘルメットは常に着用し、万一にそなえましょう。

交通安全運動について

交通事故は毎月のように発生し今年も全国一の交通事故に対するめいよは免れない現況です。

二のような交通事故対策は、運転するドライバーのマナー及び歩行者のマナーにより防止ができるものであります。

- 1、保護者や監護者をつけないで幼児を交通のひんばんな道路で遊戯や歩行させないこと。
- 2、自転車は必ず道路の左側をたて一列になって通行して下さい

3、歩行者の道路横断について、必ず右左を確認し横断歩道を手を上げて渡ること。ななめ横断はしないこと。

4、駐車禁止場所へ、ながながと停車をしないこと。

5、道路端での立ち話は非常に危険ですから絶対やめましょう。

6、物売り車が来たとき、親は買物夢中で子供がとび出しはねられる事故が多い。

豊かなくらしと住みよい 社会をつくる郵便貯金

みなさまの「郵便貯金」は
このように役立っています。

資金の使途よい環境づくりに
住宅、上下水道、清掃施設、公園
緑地、公害防止など。

融資先

住宅金融公庫

公害防止事業団

地方公共団体

教育福祉施設の充実に

学校、病院、保育園、老人ホーム

国民宿舎など

地方公共団体

社会福祉事業団

設備資金の融資に

農業、漁業、林業、畜産業、中小

企業など

国民金融公庫

地方公共団体

交通、通信網の整備に

道路、鉄道、地下鉄、空港、港湾

電話など

日本国有鉄道

日本電信電話公社

地方公共団体

産業の振興、開発に

貿易、経済協力、電源、基幹産業

水源開発など

北海道東北開発公庫

国民年金制度が大巾に改善

◎年金額の大巾引き上げ スライド制の導入

最近、老人問題が一般の関心をあつめ、老人福祉の向上が強く叫ばれるようになりました。

これは、我国の老令人口が急激に増加してきたこと、さらに核家族化が進んできたことにより、色々な問題が起き、老人に対する社会的施策の重要性が一般に認識されてきたためであります。

老人福祉の中心となるものは、老後の生活を営むための所得保障と病気になったさいの医療の保障であります。老後の所得保障については、国の施策として年金制度があり、したがって、年金制度の充実が老人福祉の向上に大きな役割を果たすこととなります。

国民年金は、いま、勤め人の特権のように思われていた年金制度を全国民に及ぼすために昭和35年に創設されたもので、この国民年金ができたことにより国民年金が達成され、皆んなが老後年金をもらえるようになりました。

年金制度は、遂年拡充が図られてきておりますが、先の国会でも年金制度の画期的な改正が行なわれましたので、国民年金について改善された主な内容についてお知らせします。

▷年金の支給額が上がりました

老令年金	障害年金	母一子加算年額	老令障害年金	母子年金	
					二五十年年金
現在の支給額(月額)	八、五二〇〇〇〇円	一、一八〇〇〇〇円	八、四四〇〇〇〇円	現在の支給額(月額)	一、二〇〇〇〇〇円
昭和四十九年からの	二、〇二八〇〇〇〇円	二、二五〇〇〇〇円	二、〇八〇〇〇〇円	四十一年十月からの	五、七五六〇〇〇〇円

▷スライド制が導入されます

スライド制とは賃金、生活水準、物価などが上昇したとき、年金もそれに比例させて支給額を引き上げようというものです。

今回の改正で物価にあわせてスライドする物価スライドを採用することになり、消費者物価指数が1年度または2年度以上の期間に5%をこえて変動した場合、その比率を基準として年金額が引き上

げられます。

▷福祉年金の所得制限が緩和されました

○受給権者本人に所得がある場合
昭和48年4月まで 年額38万円
昭和48年5月から5年額43万円
○受給権者と生計同一の扶養義務者または配偶者に所得がある場合(扶養親族5人の場合)

年額 250万円が 600万円になりました。したがって、一般サラリーマンの方は、ほぼ全員が福祉年金を受けられるようになりました。

▷高令任意加入を再開します

明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人で、制度発足時、10年年金、その後の5年年金に加入しなかった方を対象に再加入の途が開かれます。

加入の受付は、昭和39年3月までです。

印かんを持参の上、国民年金担当係までお申し出下さい。

▷老令特別給付金が支給されます

明治39年4月1日以前に生まれた方が対象で、月額4000円支給されます。該当者には役場から後日「はがき」で連絡いたします。

福祉年金裁定請求をしましょう

福祉年金は本人の届出を必要としますので満70才になられて、まだ届出されていない方は、印鑑と

戸籍抄本及び住民謄本それぞれ一通を添えて役場民生課国民年金係へ申し出下さい。

年金保険料の免除とは

被保険者が保険料を納付することが経済的に困難であるとき、その者の申請によって都道府県知事の承認を受ければ保険料が免除されることになっています。

保険料を免除された人は、将来年金を受けるときに保険料を納めた人に比べて3分の1の年金よ

り支給されないため保険料を免除された人が、その後生活に余裕ができたとき、10年前までさかのぼって、保険料を追納することができますので、老後の生活の安定のために余裕のできたときに納めるようにできます。

年金のことについて

何んでも聞ける相談所開設

函館社会保険事務所では毎月15日(その日が日曜又は祝祭日のときは翌日、土曜日の時は次週の月曜日とする。)を相談日として事務所内に相談コーナーを設け、皆さんの御相談に応じることになっておりますので気軽にご相談下さい。

函館市栄町11の21

函館社会保険事務所

(TEL 函館22-2221)

尚、役場民生課年金係でも相談に応じますのでご不明のことがありましたらおこし下さい。(電話でも可)

“簡易保険作文 コンクールに北 海道知事賞受賞”

9月に行なわれた簡易保険作文コンクールに鹿部小学校から応募した5年生の若山郁子さんが見事、北海道知事賞を受賞しました。また5年生の佐藤輝文君は佳作入賞しました。

日曜は郵便配達 が休みとなります

＝10月28日から＝

鹿部郵便局

郵政省では郵便配達に必要な要員確保のために、また職員の処遇改善等のため、いろいろな措置を講じてきましたが「日曜日には、家族とともに、社会一般の人達と同じように休みたい」という希望を

鹿部村に対する郵便貯金からの 資金融資状況 (48年3月末)

鹿部村で資金運用部資金の利用は102,695千円となっており、学校建

設その他に使われております。

山では クマにご用心

今年は春先からクマの異常出没が予想され、入山者の注意を呼びかけていましたが、このところ各地でクマによる人身事故が発生しています。

秋グマは、夏の間、山奥に移動していたものが、冬眠前のエサを求めて人里近く出てくるもので、食欲がおう盛であり、性格も狂暴になっているのが特徴です。

キノコ採りなどで入山する機会も多くなる季節

ですが、入山するときは次のことに注意しましょう。
▷家族に必ず行き先を告げること
▷単独行動は絶対にさけること。
▷笛や小太鼓などの予防器具を必

村勢要覧を発行 (48年版)

48年版村勢要覧は10月発行されました。表紙は鹿部漁港から駒ヶ岳を望む風景でカラー、内容は表紙を含め、6頁のカラー印刷、角型12判の大きさ36頁です。

今回の要覧の特徴は、観光的宣伝要素をとり入れ、出来瀬海岸の美しさや、駒ヶ岳の物語りを新しく紹介しております。

ヒグマによる危害防止



ヒグマを見たら市町村役場に連絡する

ず携帯すること。

▷とくに国有林に入山する場合は必ず最寄の営林署や担当区事務所入林の手続きをとるとともに、クマに関する情報を十分に承知すること。

鹿部村 函館営林局

役場の人事

- ▷退職 経済部産業農林係長 (48.8.31日付) 中谷 隆
- ▷新採用 経済部産業課 (48.10.1日付) 中居 敏夫
- ▷昇格 経済部ミンク公営課 庶務係長 松山 友京
同部ミンク公営課冷蔵庫係長 板東 勉
同部ミンク公営課 飼育係長 奥田 考一
経済部畜産課草地造成管理係長 永沢 紀夫

(以上昇格者48.7.1日付)

道夫さん家 工藤恒博



村の人口

総人口	4,909人
男	2,441人
女	2,468人
世帯数	1,110世帯

こうぼう しかべ